

育児休業給付及び介護休業給付の取扱いの一部変更

〔育児休業中または介護休業中の支給単位期間（休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間）における支給要件の変更〕

○ 変更前

支給単位期間において、休業している日（日曜日や祝日など、会社の休日となっている日も含みます）が、20日以上あることが必要でした。

以下のように取扱いが変わります。



○ 変更後

平成24年4月1日（日）※₁から、支給単位期間において、就業している日が10日以下であることが支給要件となります。※₂

したがって支給単位期間の実日数が31日、30日、28日の場合は、それぞれ休業している日数が21日、20日、18日必要となります。

※₁ 平成24年4月1日以降に行う育児休業給付金または介護休業給付金の支給申請について適用されます。

※₂ 今回の取扱いの変更は、もともと定められていた雇用保険法施行規則第101条の11及び雇用保険法施行規則第101条の16の規定に取扱いをあわせたものとなります。



愛 知 労 働 局
公共職業安定所（ハローワーク）